



PCI SSC PO Japan 連絡会 会則

平成 21 年 2 月 20 日

改訂:平成 23 年 6 月 29 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、「PCI SSC PO Japan 連絡会(略称:P O連絡会)」(英語名:PCI SSC PO Japan Community)と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、PCI SSC Participating Organizationsと連携し、PCI DSSのより効果な実装を提案することで、わが国のペイメントカード情報の保護に積極的に取り組む。また、各規格(PED、DSS、PA)の準拠に伴うQSA(認定審査機関)の審査・監査への対応における基準や手法の情報を共有し、PCI SSC規格の原則を維持する。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 参加企業(団体)同士の情報交換や技術交流を行ない、PCI SSC 本部に対して DSS 仕様に対する修正や新規仕様の草案に意見を述べる
- (2) ペイメントカードブランド、アクアイヤラ、QSA、クレジットカード業界関連団体及び関連官公庁との交流促進
- (3) 経営者向けデータセキュリティ遵守啓蒙活動
- (4) 実務者向けデータセキュリティ勉強会
- (5) 前各号に掲げる事業の成果の普及・広報活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(事務)

第 4 条 本会の運営及び事業を遂行するために、事務局を設置して行なう。

- 2.事務局に事務局長を置き、事務を掌理する。
- 3.事務局長は運営委員会にて選任する。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の目的および事業に賛同する企業、団体および有識者は、運営委員会の承認を得て本会の会員になることができる。但し、いわゆる業界団体についての取り扱いは別途運営委員会において定める。

(種別)

第6条 会員は正会員A、正会員B、準会員及び特別会員とする。

(会員の権利および義務)

第7条 正会員Aは、PCI SSC Participating Organizationsに正式に認められた企業で、総会、運営委員会、本会のその他の部会、ワーキンググループ等による事業活動およびセミナー、懇談会等の情報・技術交流活動への参加ができる。

2. 正会員Bは、本会の目的に賛同して入会し、PCI SSCが定める各規程(PED、DSS、PA)に準拠すべき企業で、総会、本会のその他の部会、ワーキンググループ等による事業活動およびセミナー、懇談会等の情報・技術交流への参加ができる。

3. 準会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会が行なう事業活動と関係する企業及び団体で、本会の部会、ワーキンググループ等による事業活動およびセミナー、懇談会等の情報・技術交流活動への参加ができる。

4. 特別会員は、運営委員会が本会の目的および事業にてらして特に認めた公益法人等の団体および大学、研究機関に所属する有識者。運営委員会の認めた範囲において、総会、運営委員会、本会のその他の部会、ワーキンググループ等による事業活動およびセミナー、懇談会等の情報・技術交流活動への参加ができる。

5. 正会員Aは、本会の事業成果および関連する情報等の利用、その他の便宜を正会員B及び準会員に対し優先的に受けることができる。

6. 会員は、本会の活動に協力するものとし、また、正会員B及び準会員は所定の会費を納めなければならない。

(入会)

第8条 正会員Aとして入会しようとするものは、所定の入会申込書をPCI SSC Participating Organization宛に提出し、PCI SSC から承認された企業で、所定の入会申込書を本会に提出、運営委員会の承認を必要とする。

2. 正会員B及び準会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を本会に提出、運営委員会の承認を必要とする。

(入会金及び会費)

第9条 正会員B及び準会員は別途定める会費を納入しなければならない。但し、運営委員会の特別の承認がある場合は、会費を減免することがある。

2. 正会員B及び準会員は会費を事業年度開始後1ヶ月以内に、事業年度開始後入会する場合は、入会承認日の属する月の翌月末日までに、それぞれ一括で納入する。尚、入会が事業年度開始から6ヵ月以上経過した場合は年会費を半額とする。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の意味表明又は退会届を提出したとき
- (2) 解散、破産、会社更生法ならびに民事更生法の手続きを開始したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず、半年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は別途定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則が定める規程・規則または法令に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第13条 本会は、その理由の如何を問わず、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員へ返還しない。

第3章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置くことができる。

- (1) 運営委員4名以上10名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
2. 運営委員のうち、1名を会長として、必要に応じて副会長を置くことができる。

(選任)

第15条 運営委員および監事は、総会において正会員Aの中から選任する。

2. 会長および副会長は、運営委員会において運営委員の互選により定める。
3. 正会員A以外の者を本会の運営委員又は監事とする必要のある場合は、総会において選任することができる。
4. 運営委員および監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第16条 会長・副会長及び役員の任期は、前条で選任された日から次年度の定時総会の日までとし、再任を妨げない。

2. 交代により退任した役員は、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行なわなければならない。
なお、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 運営委員の資格を喪失したときは、当該役員は退任しなければならない。

(会長等の職務)

第17条 会長は、本会を代表し、事業を執行する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 監事は、本会の収支決算について監査し、運営委員会に報告する。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、見識者及び学識経験者等から、運営委員会の決議を経て会長が委嘱する。

第4章 会議

(総会)

第19条 総会は、正会員A及び正会員Bによって構成する。

2. 総会は、本会の活動状況について報告を受けるほか、本会則に定められた事項について決議を行なう。
3. 運営委員会より付議された、次に挙げる事項について決議する。
 - (1) 会費
 - (2) 収支予算および事業計画
 - (3) 収支決算および事業報告
 - (4) 本会の運営および事業の実施に関する重要事項

(運営委員会)

第20条 運営委員会は、運営委員によって構成され、次に挙げる事項について審議を行い、総会に付議する。

- (1) 会費
- (2) 収支予算および事業計画
- (3) 収支決算および事業報告
- (4) 本会の運営および事業の実施に関する重要事項

2. 監事及び顧問は運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(開催)

第21条 定時総会は、年1回、事業年度終了後原則として3ヵ月以内に開催する。

2. 運営委員会は、原則年2回、事業年度開始前と終了後に開催する。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時の総会又は運営委員会を開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 運営委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を書面により示して請求があった場合

(招集)

第22条 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する運営委員が議長となる。

2. 総会及び運営委員の招集は、遅くとも開催日の1週間前までに日時、場所及び付議すべき事項を記載した書面またはメールをもって正会員に通知することにより行なわなければならない。

(議事の方法)

第23条 総会及び運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2. 決議が必要な事項は、出席した構成員の過半数の賛成により決する。
3. 議長は、必要があると認めたときは、正会員A及び正会員B以外の者に出席させ、説明、意見等を求めることができる。

(書面決議等)

第24条 総会又は運営委員会に出席できない正会員A又は正会員Bは、書面をもつての決議、委任状を提出、または代理人に議決権を委任することができる。この場合、代理人は、その権限を委任されたことを証する書面を事前に議長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会に出席した構成員(書面又は代理人による決議の場合は、その旨)
- (4) 議題
- (5) 議事の経過の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 前項の議事録には、議長及び出席した構成員(代理人を含む)の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
3. 運営委員会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成し、運営委員の承認(メール返信での承認も可)を取らなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 運営委員会に出席した運営委員(委任状(メールでも可)又は代理人による決議の場合は、その旨)
 - (3) 議題
 - (4) 議事の経過の概要

(部会・ワーキンググループ)

第26条 本会に運営委員会の承認を得て、部会及びワーキンググループ等を置くことができる。

2. 部会及びワーキンググループ等は、原則として、正会員A、正会員B及び準会員によって構成するが、特に必要がある場合には、外部の有識者、実務者等をメンバーにすることができる。また、その活動内容によっては、外部の有識者実務者等のみで構成することもできる。
3. 部会及びワーキンググループ等の細則は、必要に応じて運営委員会において定める。

第5章 資産

(資産)

第27条 本会の資産は、次のものよりなり、事務局長が管理し、その管理方法は、別途定める。

- (1) 会費
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 寄付金品
 - (5) その他の収入
2. 本会の運営及び事業の実施に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 会長は、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、運営委員会の審議を経て、総会の決議を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第30条 会長は、本会の事業報告書及び収支計算書及び財産目録を、毎事業年度終了後遅滞なくこれを作

成し、当該事業年度終了後原則として3ヵ月以内に運営委員会の審議を経て、総会の決議を得なければならない。

(書類及び帳簿の整備)

第31条 本会においては、次の書類及び帳簿を整備しなければならない。

- (1) 会則その他の規程類
- (2) 役員、運営委員会、部会及びワーキンググループ等の委員名簿
- (3) 年度毎の収支予算、事業計画、収支決算及び事業報告
- (4) 財産目録
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 総会及び運営委員会の議事に関する書類
- (8) その他、必要な種類及び帳簿

第6章 雑 則

(会則の変更)

第32条 本会則の変更は、運営委員会の決議を得た後、総会において正会員A及び正会員Bの3分の2以上が出席し、その3分の2以上が賛成することにより行なう。

(解散)

第33条 前条の規定は、本会の解散について準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 本会則は、平成21年2月20日から施行する。

(経過処置)

第2条 設立総会を定時総会とみなし、役員を選任にかかる第15条及び任期にかかる第16条を適用する。

2. 設立総会及び最初の運営委員会については第20条の規定は適用しない。

3. 幹事の選任については第5条の規定は適用しない。

監事を総会までに選任する。

(会費)

第3条 本会の入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。

会員種別	年会費(税別)	入会金(税別)
正会員A	-	-

正会員B	10万円	5万円
準会員	20万円	5万円
特別会員	-	-

以上